



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *35 和歌山県情報公開審査会規則の一部を改正する規則 (総務学事課)..... 1
- *36 和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *37 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 3
- *38 県の庁舎等取締りに関する規則の一部を改正する規則 (管財課)..... 8
- *39 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 12
- *40 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 18
- *41 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 19
- *42 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 19

○ 訓令

- *12 庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令 (管財課)..... 22

○ 県議会に関する事項

- *和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 23
- *和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 25

規 則

和歌山県規則第35号

和歌山県情報公開審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開審査会規則（平成13年和歌山県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第3条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第4条中「開示決定等」を「審査請求」に改める。

第5条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「（以下「提出資料等」という。）」を削り、「閲覧」を「閲覧等」に、「提出資料等を」を「意見書又は資料を」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第6条の見出しを「（意見書又は資料の閲覧等）」に改め、同条中「次の各号に掲げる行為」を「別表によるもの」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第7条中「総務部総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

種別	行為	
	閲覧	写しの交付

1 マイクロフィルム	フィルムを専用機器により映写したものの視聴	用紙に印刷したものの交付
2 写真フィルム		印画紙に印刷したものの交付
3 スライドフィルム		印画紙に印刷したものの交付
4 電磁的記録	電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取又は視聴	用紙 (A0までのものに限る。) に出力したものの (カラーで出力したものを除く。) の交付
		用紙 (A3までのものに限る。) にカラーで出力したものの交付

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第36号

和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護審議会規則 (平成14年和歌山県規則第95号) の一部を次のように改正する。

第4条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第5条中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を「審査請求」に改める。

第6条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「(以下「提出資料等」という。)」を削り、「閲覧」を「閲覧等」に、「提出資料等を」を「意見書又は資料を」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条の見出しを「(意見書又は資料の閲覧等)」に改め、同条中「次の各号に掲げる行為」を「別表によるもの」に改め、同条第1号から第3号までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第7条関係)

種別	行為	
	閲覧	写しの交付
1 マイクロフィルム	フィルムを専用機器により映写したものの視聴	用紙に印刷したものの交付
2 写真フィルム		印画紙に印刷したものの交付
3 スライドフィルム		印画紙に印刷したものの交付
4 電磁的記録	電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取又は視聴	用紙 (A0までのものに限る。) に出力したものの (カラーで出力したものを除く。) の交付

	用紙 (A3までのものに限る。) にカラーで出力したものの交付
--	---------------------------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第37号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「文化国際課」を「国際課」に改め、同表9の項を削り、同表10の項を同表9の項とし、同表11の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	ゴム長靴	1	12

を

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	ゴム長靴	1	12
和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例 (平成17年和歌山県条例第131号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	ゴム長靴	1	12

に改め、

同項を同表10の項とし、同表12の項中

環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服 (夏)	1	24
	作業服 (冬)	1	24
	作業靴	1	24

を

環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服 (夏)	1	24
	作業服 (冬)	1	24
	作業靴	1	24
大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号) に基づく特定粉じん	防じんマスク	1	24

に改め、

(アスベスト) の立入検査に従事する職員			
----------------------	--	--	--

同項を同表11の項とし、同表13の項中

環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服 (夏)	1	12
	作業服 (冬)	1	12
	作業靴	1	24

を

環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服 (夏)	1	12
	作業服 (冬)	1	12
	作業靴	1	24
大気汚染防止法に基づく特定粉じん (アスベスト) の立入検査に従事する職員	防じんマスク	1	24

に改め、

同項を同表12の項とし、同表14の項から18の項までを1項ずつ繰り上げ、同表19の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	作業靴	1	12

を

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	作業靴	1	12
大気汚染防止法に基づく特定粉じん (アスベスト) の立入検査に従事する職員	防じんマスク	1	24

に改め、

同項を同表18の項とし、同表20の項を同表19の項とし、同表21の項中

看護業務に従事する職員	看護衣	2	12	看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。
	白靴下	27	12	
	白靴	2	12	
	カーディガン	1	36	

を

看護業務に従事する職員	看護衣上下	4	12	看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「4」を「8」と読み替えるものとする。
	白靴下	27	12	
	白靴	2	12	
	カーディガン	1	36	

に、

				実情に応じて、看護衣は上下選択制とする。
--	--	--	--	----------------------

看護業務のうち専ら訪問看護の業務に従事する職員	作業服 ズック靴	1	12		を
		1	12		

看護業務のうち専ら訪問看護の業務に従事する職員	作業服 ズック靴	1	12	作業服を最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「2」と読み替えるものとする。	に、
		1	12		

作業療法の業務に従事する職員	作業服 ズック靴	1	12		を
		1	12		

作業療法の業務に従事する職員	作業服 ズック靴	2	12	作業服を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。	に改め、
		1	12		

同項を同表20の項とし、同表22の項から29の項までを1項ずつ繰り上げ、同表30の項を同表29の項とし、同項の次に次のように加える。

30	振興局地域振興部	ジオパーク関連業務に従事する職員	作業服	1	24	
			ゴム長靴	1	24	
			雨合羽	1	24	

別表第1の31の項中「振興局地域振興部」を「振興局農林水産振興部」に改め、同表54の項を同表55の項とし、同表53の項を同表54の項とし、同表52の項中

作業服 (夏) 作業服 (冬) 作業靴 ゴム長靴 雨合羽	1	24	を	作業服 (夏) 作業服 (冬) 作業靴 ゴム長靴 雨合羽 ヘルメット	1	24	に改め、		
								1	24
								1	6
								1	24
								1	24
								1	36

同項を同表53の項とし、同表51の項中

工事現場の検査及び監督等の業務に従事する職員	作業服 (夏) 作業服 (冬)	1	24	を
		1	24	

工事現場の検査及び監督等の業務に従事する職員	作業服 (夏) 作業服 (冬)	1	12
		1	12

	ヘルメット	1	36
	ゴム長靴	1	24

に、

農道整備事業の現場監督等の業務に従事する職員	作業服	2	24
	ゴム長靴	1	12
	ズック靴	1	12

を

農道整備事業の現場監督等の業務に従事する職員	作業服	2	24
	ゴム長靴	1	12
	ズック靴	1	12
	ヘルメット	1	36

に、

林道事業の調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	作業服	2	24	実情に応じて、地下足袋又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
	地下足袋	1	12	
	ズック靴	1	12	
	安全靴	1	36	

を

林道事業の調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	作業服	2	24	実情に応じて、地下足袋又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
	地下足袋	1	12	
	ズック靴	1	12	
	安全靴	1	36	
	ヘルメット	1	36	
	ゴム長靴	1	24	
道路の維持業務及び道路の維持補修用作業車の運転業務に従事する職員	ヘルメット	1	36	
	ゴム長靴	1	24	
土木工事現場における工事監督等の業務に従事する職員	ヘルメット	1	36	
	ゴム長靴	1	24	

に改め、

同項を同表52の項とし、同表46の項から50の項までを1項ずつ繰り下げ、同表45の項の次に次のように加える。

46	土砂災害啓発センター	土砂災害の研究に係る調査及び観測等に従事する職員	作業服 (夏)	1	24	
			作業服 (冬)	1	24	
			ゴム長靴	1	12	
			ヘルメット	1	36	

別表第2の2の項中「総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改め、同表8の項中

温泉法 (昭和23年法律第125号) の施行に関する業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴	
和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	防寒服 安全靴	

を

「温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴		に改め、
------------------------------------	-------------	--	------

同表10の項中

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	防寒服 安全靴		を
--	------------	--	---

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	防寒服 安全靴		に改め、
和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	防寒服 安全靴		

同表27の項中「振興局地域振興部」を「振興局農林水産振興部」に改め、同表51の項を同表52の項とし、同表50の項を同表51の項とし、同表49の項を同表50の項とし、同表48の項中「ヘルメット」を削り、同項を同表49の項とし、同表47の項中

「道路の維持業務及び道路の維持補修用作業車の運転業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	を
-----------------------------------	-----------------------------	---

「道路の維持業務及び道路の維持補修用作業車の運転業務に従事する職員	防寒服 雨合羽	に、
-----------------------------------	------------	----

「防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	を	「防寒服 安全靴 雨合羽	に、
-------------------------------------	---	--------------------	----

「防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽	を	「防寒服 安全靴 雨合羽	に、
-----------------------------	---	--------------------	----

「林道事業の調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット	
-----------------------------	--------------	--

	雨合羽 ゴム長靴	
--	-------------	--

を

林道事業の調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	防寒服 雨合羽	
工事現場の検査及び監督等の業務に従事する職員	防寒服 雨合羽	

に改め、

同項を同表48の項とし、同表41の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、同表40の項の次に次のように加える。

41	土砂災害啓発センター	土砂災害の研究に係る調査及び観測等に従事する職員	防寒服 安全靴 雨合羽	
----	------------	--------------------------	-------------------	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第38号

県の庁舎等取締りに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

県の庁舎等取締りに関する規則の一部を改正する規則

県の庁舎等取締りに関する規則（昭和32年和歌山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定が」を「定めが」に改める。

第3条第3項中「当直員」を「庁舎に入ろうとする者」に、「した」を「受けた」に改める。

第4条の見出し中「受く」を「受ける」に改め、同条第1項第4号中「けんすい幕」を「懸垂幕」に、「配布したり、掲示したり、ちょう付したり、又は緊結したりする」を「配布し、掲示し、貼付し、又は緊結する」に改め、同条第2項中「つける」を「付する」に改め、同条第4項中「庁舎管理主管部長」を「管財課長」に改める。

第5条第3号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 正当な理由なく火気を取り扱い、又は喫煙所以外の場所で喫煙すること。

第6条中「以下同じ。」を削る。

第7条中「一に」を「いずれかに」に、「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第3号中「同条第3項」を「第3項」に改める。

第8条第1項中「県庁構内」を「本庁の構内」に、「庁舎管理主管部長」を「管財課長」に改め、同条第2項中「（鑑識の業務の用に供するもの及び車庫以外の置場を除く。）」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式

(その1)

時間外出入者名簿 (職員用)

月日	所属課室名等	出入者氏名	登庁時刻	退庁時刻	付記事項その他

(その2)

時間外出入者名簿 (外来用)

月日	会社名等	出入者氏名	用件	登庁時刻	退庁時刻	付記事項 その他

(その3)

時間外出入者名簿 (休日における鍵持出し用)

月日	所属課室名等	鍵持出し者 氏 名	登庁 時刻	退庁 時刻	鍵の返却確認	付記事項 そ の 他

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第39号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式 (第7条関係)

助産施設入所申込書

年 月 日

妊産婦住所

氏 名 印

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振興局長 様

助産施設への入所につき、次のとおり申し込みます。

入所を希望する助産施設名	第1希望
	第2希望
出 産 予 定	年 月 日
助産の実施を希望する理由	

妊産婦の家庭の状況

妊産婦の世帯員	氏 名		続柄		生年月日		性別	
	個人番号	: : : : : : : : : :		職業又は就学の状況等		備考		
	本年度市町村民税課税の有無			前年度分所得税課税の有無				
	氏 名		続柄		生年月日		性別	
	個人番号	: : : : : : : : : :		職業又は就学の状況等		備考		
	本年度市町村民税課税の有無			前年度分所得税課税の有無				
	氏 名		続柄		生年月日		性別	
	個人番号	: : : : ~ : : : : : : : : ~ : : : :		職業又は就学の状況等		備考		
	本年度市町村民税課税の有無			前年度分所得税課税の有無				
	氏 名		続柄		生年月日		性別	
	個人番号	: : : : ~ : : : : : : : : ~ : : : :		職業又は就学の状況等		備考		
	本年度市町村民税課税の有無			前年度分所得税課税の有無				
	氏 名		続柄		生年月日		性別	
	個人番号	: : : : ~ : : : : : : : : ~ : : : :		職業又は就学の状況等		備考		
	本年度市町村民税課税の有無			前年度分所得税課税の有無				
	生活保護の状況	適用なし 適用あり (年 月 日保護開始)						
社会保険の加入状況	加入の有無		保険の種類		出産一時金等の額			
	被保険者の記号		番 号		被保険者名			

備考

- 1 この入所申込書は、妊産婦が次の点に注意して記入の上、提出してください。
- 2 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類(課税証明書等)を添付してください。
- 3 「助産の実施を希望する理由」の欄には、保健上入院助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況を記入してください。
- 4 「妊産婦の世帯員」の欄には、妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の全員について記入してください。
- 5 備考欄には、健康状況等入院助産の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

別記第9号様式の2中「第一希望」を「第1希望」に、「第二希望」を「第2希望」に改める。
別記第10号様式の2を次のように改める。

別記第10号様式の2 (第7条関係)

助産実施解除通知書

年 月 日

振興局長 印

様

次の妊産婦についての助産の実施を解除することにしたので、通知します。

入所する妊産婦の氏名	
入所する助産施設の名称及び所在地	
助産の実施の解除年月日	年 月 日
助産の実施の解除の理由	

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求することができます。(処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第10号様式の3中「60日」を「3か月」に改め、「なお、」を削る。

別記第11号様式の2を次のように改める。

別記第11号様式の2 (第7条関係)

母子保護実施解除通知書

年 月 日

振興局長 印

様

次の保護者及びその監護する児童についての母子保護の実施を解除することにしましたので、通知します。

入所する保護者及びその監護する児童の氏名	
入所する母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施の解除の年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
母子保護の実施の解除の理由	

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求することができます。(処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第11号様式の3中「60日」を「3か月」に改め、「なお、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記第9号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第40号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和37年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(当該母子保護の実施が和歌山県立和歌山すみれホームへの入所である場合を除く。)」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「知事及び」及び「(以下「振興局長等」という。)」を削り、「前3項」を「前項」に改め、「別記第1号様式による」を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「別記第3号様式による」を削り、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とし、同条第8項を同条第6項とする。

第4条中「別記第2号様式による」を削る。

第5条第1項中「から第3項まで」を削り、同条第2項中「第3条第5項」を「第3条第3項」に改め、同条第3項中「第3条第7項」を「第3条第5項」に改める。

第6条中「振興局長等」を「振興局長」に改める。

第7条第2項中「別記第5号様式」を「別記第1号様式」に改める。

第8条第2項中「別記第6号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第9条中「第3条第7項」を「第3条第5項」に改める。

別表第1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に、「ついで」を「ついで」の「に」、「から第3項まで、」を「、第2項、第6項及び第24項、」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、「第17条第1項」の次に「及び第31条の7第1項」を加え、「、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童」を削り、「第13項から第15項まで」を「第12項から第14項まで」に、「生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める」を「生活保護法に定める」に改める。

別表第2備考2(2)ウ中「から第3項まで、」を「、第2項、第6項及び第24項、」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項並びに」を「第3項、」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に、「。以下同じ」を「をいう」に改める。

別記第1号様式の1から別記第3号様式までを削り、別記第4号様式を別記第1号様式とし、別記第5号様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2備考2 (2) ウの改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第41号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「当っている」を「当たっている」に改める。

別記第8号様式及び別記第8号様式の2中「60日」を「3か月」に改め、「なお、」を削る。

別記第11号様式及び別記第14号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「なお、」を削り、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第42号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式呼吸器の機能障害の状況及び所見を次のように改める。

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

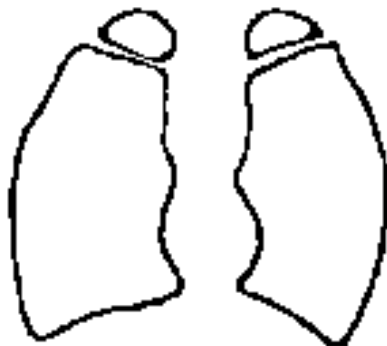
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることもある。
- エ 平坦な道を約 100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真(年 月 日)

- ア 胸 膜 癒 着(無・軽度・中等度・高度)
- イ 気 腫 化(無・軽度・中等度・高度)
- ウ 線 維 化(無・軽度・中等度・高度)
- エ 不 透 明 肺(無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸 郭 変 形(無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形(無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能(年 月 日)

ア 予測肺活量 □・□□ L (実測肺活量 □・□□ L)

イ 1 秒 量 □・□□ L (実測努力肺活量 □・□□ L)

ウ 予測肺活量 1 秒率 □□・□% ($= \frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$)

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$ 女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性 18-91 歳、女性 18-95 歳であり、適応年齢範囲外の症例

別記第8号様式肝臓の機能障害の状態及び所見中

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合計点数	点	点
(○で囲む。)	5～6点 ・ 7～9点 ・ 10点以上	5～6点 ・ 7～9点 ・ 10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に

改める。

別記第11号様式中

「○生年月日 年 月 日」を

「○生年月日 年 月 日」に
○個人番号

改める。

別記第15号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「なお」を削り、「決定通知」を「この処分の通知」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成された身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）第2条第1項第1号に規定する医師の診断書及び同項第2号に規定する意見書については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令

和歌山県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令

庁舎防火管理規程（昭和42年和歌山県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「防火管理者」の次に「（以下「防火管理者」という。）」を加え、同条第2項中「各課」を「本庁の各課」に、「事務局及び庁内各地方機関を含む。）及び」を「各種委員会事務局等を含む。以下同じ。）の長は、」に改め、「火元取締責任者」の次に「及びその補助者」を加える。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条中「災害防禦」を「災害防衛」に改める。

第14条第1号中「各課」を「本庁の各課」に改め、同条第2号中「火元取締責任者」の次に「及びその補助者」を加え、「つど」を「都度」に改め、同条第3号中「庁舎の廊下、倉庫、危険物のある場所その他庁舎管理者が指定した場所」を「喫煙所以外の場所」に改め、同条第4号中「こえる」を「超える」に改め、同条第6号中「各室」を「本庁の各課における」に改める。

別記様式中「昭和」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県議会議長 前 芝 雅 嗣

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

第13条第1項第8号中「又は決定」を「、決定その他の処分」に改める。

別記第5号様式中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

また、この決定又は当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第6号様式から別記第12号様式までの規定中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に
」

改める。

別記第18号様式中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

を
」

「 (教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に

改める。

別記第20号様式中「不服申立人」を「審査請求人等」に改め、「基づく開示決定等」の次に「（開示請求に係る不作為）」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条」を「第20条第1項」に、「同条例第20条」を「同条第2項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「に係る開示決定等」を「の対象となる開示決定等又は不作為に係る開示請求」に、

「
 年 月 日付け 第 号による
 開示決定等（開示決定・部分開示決定・非開示決定）
 」

を

「
 1 審査請求の対象となる開示決定等の場合
 年 月 日付け決定
 （開示決定・部分開示決定・非開示決定）第 号
 2 審査請求の対象となる不作為に係る開示請求の場合
 年 月 日付け請求
 （決定又は請求の内容）
 」

に、

「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立日」を「審査請求日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県議会議長 前 芝 雅 嗣

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第19条中「第40条」を「第40条第2項」に改める。

別記第5号様式注4を次のように改める。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

別記第5号様式注に次のように加える。

5 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 （教示）

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県議会議長が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第23号様式中「不服申立人」を「審査請求人等」に改め、「利用停止決定等」の次に「・開示請求に係る不作為・訂正請求に係る不作為・利用停止請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第39条」を「第40条第1項」に、「同条例第40条」を「同条第2項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、

不服申立ての 対象となる決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)	を
-------------------	------------------------	---

審査請求の対象となる決定 又は不作為に係る請求	1 審査請求の対象となる決定の場合 年 月 日付け決定 第 号 2 審査請求の対象となる不作為に係る請求の場合 年 月 日付け請求 (決定又は請求の内容)	に、
----------------------------	---	----

「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立日」を「審査請求日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。